

元代における銀・鈔・銅銭の相互関係について：使用単位の分析を中心に

市丸, 智子
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/25847>

出版情報：九州大学東洋史論集. 36, pp.88-122, 2008-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

元代における銀・鈔・銅錢の相互関係について — 使用単位の分析を中心に —

市丸 智子

はじめに

本稿は、元代において貨幣として用いられていた銀・紙幣(以下、鈔と称する)・銅錢という三種の貨幣の相互関係について考察しようとするものである。周知のように、元代の貨幣制度そのものに関する研究はすでに多くの先学によってなされ、成果が蓄積されている¹⁾。しかし私見では、元代社会において使用されていた三種の貨幣については、各貨幣の専論はあるものの基本的に鈔制度の運用面に研究が集中していたため、元代社会において貨幣として用いられていたであろう銀・鈔・銅錢の具体的な使用状況と単位表示方法との関連、それによって示される各貨幣の相互関係についての包括的な考察はなされてこなかったように思われる²⁾。

もちろん金末元初の時期に限って言えば、すでに元代の各種の貨幣について様々な考察がなされている。それらの見解をまとめると以下のようなになる。元初の華北における貨幣使用は、金末の銅錢不足・紙幣の価値下落等の金朝政府の諸政策の失敗をうけ銀使用が主となっていた。しかし、銀がモンゴル帝国・元初において包銀制・斡脱等を介して西方に流出したため銀が希少となり、主として鈔を用いるという状況がづくりだされた、とする見解である³⁾。筆者は、

金末元初に関しては、ほぼこの見解に従うものであるが、元初より後の貨幣動向についてはいまだ考察の余地があると考ええる。

さらに、鈔に用いられている錠両単位と貫文単位という二種の単位の使用実態がどのようなようであったかという点に関しては、錠両単位は銀を意識した財政上の使用単位であると共に、実際の鈔使用においても錠両単位が用いられ、貫文単位は鈔の紙面上の表記単位にとどまり、使用されることはあつたがその頻度は少なかった、という見解が定説であつた⁽¹⁾。ゆえに、筆者は先にこの点について、民間・政府における当時の貨幣単位の使用実態がいかなるものであつたかという側面から再検討を行った。そして、主に『黒城出土文書』と徽州地域の契約文書にみえる特徴から、従来定説とされてきた状況を確認しうるのは、首都である大都と中国西北方面のみであり、また、江南地域においては、財政上の処理には銀を意識した貨幣単位である錠両単位が、民間では宋代以来の慣習的な貫文単位である貫文単位が用いられていたことを確認した⁽²⁾。

しかし先の考察では、鈔における状況に特化していたため、元代に用いられていた銀・鈔・銅銭の相互関係について包括的にとらえる視点に欠けていた。また、史料上の問題から華北地域における実態は未解明のまま残さざるをえなかつた。さらには、時期的変容を追う視点にも乏しいものがあつた。よつて本稿で筆者は、比較的多く残存している石刻史料を用いることで、元代社会における三種の貨幣の相互関係を中国全地域的・通時的・使用状況的観点から総合的に分析しようと思ふ。

なお史料は、当該時期の石刻史料が多数収録され、現時点における最も網羅的な史料集である新文豊出版公司刊『石刻史料新編』(以下『新編』と略称する)の地方類所載のものを使用する⁽³⁾。当史料集は、当該時期の石刻史料全てを網羅したものではない。また、『新編』につけられた各金石志の書名は、編者によつて付けられたものであり、本来の地方志名ではないという問題点も持つ⁽⁴⁾。よつて当史料集の使用にあつては、他史料による補足が必要となる。しかし、現段階において元一代・全地域的な三種の貨幣の使用状況を通観するという面においては、第一のものというべきま

まった史料集であるといえる。このような性格を持つ史料集から筆者は、使用貨幣・具体的数値・単位表示のうち、同時に二つ以上の記載を有する史料を検出し⁽⁸⁾、その重複を整理したうえで、華北では四十地方志から一二五件を、江南でも四十五地方志から一〇三件の事例を抽出した(後掲、表1華北総合単位表ならびに表3江南総合単位表参照)。本稿ではこれらの事例に、他史料による補足を加えつつ、地域別・時期別・使用主体別の観点より、銀・鈔・銅銭という三種の貨幣の元代社会における用いられ方を分析する。それによつて、前代からの慣行や元朝政府の政策・政治状況が相互に影響し合つて、元代の三種の貨幣が重層的に流通していた点を追究したい。特に、鈔における錠両・貫文という二種類の単位の使用方法の差が持つ意味を明らかにし、元代における貨幣使用の実態についてより詳細な分析を試みることにしたい。

以上の考察では、まず華北と江南の二地域⁽⁹⁾をとりあげ、その二地域の前期(モンゴル帝国期⁽¹⁰⁾成宗⁽¹¹⁾)・中期(武宗⁽¹²⁾・寧宗⁽¹³⁾)・後期(順帝⁽¹⁴⁾)の三期⁽¹⁵⁾における変遷について明らかにする。次いで、それらの貨幣を用いた使用主体と使用状況とを勘案して④皇族・王侯、⑤行政、⑥民間、⑦軍事の四者に分類し⁽¹⁶⁾、それらが各々どのような相違と共通性を持つのかといった点について考察する。

一 華北の場合

本章では、華北の場合について、時期・使用主体・各貨幣三者の相互関係を総合的に分析し、その実態の追究を行う。なお、ここでいう華北とは旧金領を指すものとするが、史料数等の問題から本稿では中書省に限定した⁽¹⁷⁾。

また、分析には表1華北総合単位表を各節の分析内容に合わせて簡便に整理した表2―①華北時期別分析表、表2―②華北時期・使用主体混合分析表(後掲)を用いる。なお、それぞれの整理方法は、各節ごとに説明を行うものとする。

1 時期的分析

ではこれらの前提を踏まえて、まず概観として華北における時期的分析を行いたい。分析は、先述したとおり表1華北総合単位表を簡便に整理した表2—①華北時期別分析表に沿って進める。本表を作成するにあたって、表1をまず前期（モンゴル帝国→成宗期）^{テムル}・中期（武宗→寧宗）^{カギン}・後期（順帝）^{トロン}の三期に分けた（表中では太線にて分かつ。後述の表3も同じ）。ただし前期は、世祖期と成宗期で明確な変化が見られるため、前期①（モンゴル帝国→世祖期）と前期②（成宗期）に分けて分析する（表中では、太破線にて分かつ）¹⁰。また、各時期における銀・鈔・錢・貨幣なし¹¹を示す事例数を抽出し、鈔においてはさらに錠両・貫文単位ごとに分けてまとめた。

この表で顕著にわかることは、銀使用の頻度が時期によつて明確に変化していることである。前期①では二〇件であった事例が、前期②には〇件、中期一件・後期一件と激減している。特に、前期①と前期②の間に明確な差がみえる。このことは、ほかの史料からも裏付けられる。すなわち、「劉氏先塋之碑」〔益都県志〕卷二十八15a・16b〕¹²（表1—17・35（数字は表中の通し番号を示す。以下同じ））に、

この後、江南を攻略して功績を重ね、褒美の銀は千両にのぼつた。…江淮が全て平定され、詔を奉じて入朝し、銀千両、及び錦衣・弓矢・鞍轡の類を褒美として与えられた。さらに璽書・金虎符・僉書西川行樞密院事を賜わる。（西川）に赴任する前に詔があつて侍衛軍を統率して、北方に鎮撫した。帰還して、鎮国上將軍・漢軍都元帥となり、内府錦衣・玉帶・弓矢・鞍轡、及び宝鈔五千緡を賜つた。

とあるのがそれである（史料中の傍点は筆者による。以下同じ）。この史料は、南宋攻略が行われている段階では軍事的賞与を銀で与えていたが、南宋の実質的滅亡（至元十三年・一二七六年）以降の賞与においては、鈔が使用されたことを示している。このように貨幣使用の変化が同一碑文上に見えることは、大変興味深い。また、石刻史料以外にも財政運用の事例として『元史』卷九十四 食貨二 塩法に以下のようにある。

元代における銀・鈔・銅錢の相互関係について—使用単位の分析を中心に—（市丸）

太宗庚寅（一二三〇）年、始めて塩法を行った。塩一引ごとに重さ四百斤、その値は銀一十兩とした。世祖中統二（一二六一）年、（その額を）減らして銀七兩とした。至元十三（一二七六）年南宋を手に入れた。その江南の塩場の編入箇所はとりわけ広く、一引ごとに改めて中統鈔九貫とした。

これは、元初は銀で塩の価格表示を行っていたが、南宋攻略以後は、鈔の貫文単位で価格表示が行われるようになったことを示している。いずれも、銀使用から鈔使用への変化を示したものとええよう。つまり、南宋を版図に加えた元朝政府は、銀が希少であるために拡大した版図に対して財政運用や軍事的賞与に銀を用いることが困難になった。ゆえに、銀から鈔へ使用貨幣の主体を転換させざるを得なくなり、南宋以来の鈔使用の慣行を利用して貨幣使用の政策を転換させ、成宗期に本格的に鈔にて財政運用をするようになったと考えられるのである。

なお、この鈔使用を、元朝政府が政策遂行上どのように位置づけていたかという点については、その使用単位が方向性を示してくれる。そもそも金代において鈔には貫文単位が単位表示として用いられていた。当然金代の制度を引き継いだ元初においてもその傾向は引き継がれ、表2—①に見られるように前期①では、鈔には貫文単位が九件であるのに対して錠両単位が二件、前期②では、貫文単位が八件であるのに対して錠両単位が二件というように両者共に貫文単位が四倍も多く用いられている。しかし、元中期になると錠両単位の使用頻度が高まり、中期では、貫文単位一件に対して錠両単位一〇件とほぼ同程度の使用頻度となる。なお、後期においても、貫文単位が八件であるのに対して錠両単位が四件というように二つの単位の差が縮小するのである。考察の詳細は次節に譲るが、このことから元朝政府は銀を価値尺度の基準とすることを意図していたが、銀の希少性・絶対量の不足ゆえに銀から鈔へと主要貨幣を転換せざるを得なかった。ゆえに、錠両単位という銀の単位を鈔の価値の単位として残したと考えられるのである。つまり、鈔を銀と関連づけるために、意図的に錠両単位の浸透を図っていたことが窺えるのである。

また銅銭に関しては、前期計九（八）件・中期五（四）件・後期六（五）件の事例がある¹⁵。ただし、表中に表れているのは、「銭」という表現の事例数を数えたにすぎない。この「銭」という表現は、銅銭のことを示す場合と単なる貨幣を

示す場合とに分けられる。よつて、ここで事例としてあげた「銭」という表現の全てが、銅銭を示しているとはいえない。実際に表1—20「大元朝列大夫騎都尉弘農伯楊公神道碑銘」の「官銭五十万緡」^⑩や同1—80「元安平主簿赤蓋侯德政碑」の「銭三定」、同1—105「大元加封宏吉烈氏相哥八刺魯王元勳世德碑」の「俸銭以緡計者二千五百貫」は、その表記から考えても銅銭を示しているとは判じがたい^⑪。また、銅銭と断定するにはその持ち運びにかかる重量の問題から考えても高額な事例が多く注意が必要である^⑫。しかし少なくとも、国家としての銅銭発行がほとんど行われなかった元代において、「銭」という表現が用いられ続けた点は注目すべきであり、元代において発行期間は短かったが、そのことがそのまま銅銭の使用の否定へとはつながるものではなかった^⑬ことが窺えるのである。さらに、元代の出土銭も発掘報告がなされておらず、今後より具体的な事例として銅銭が用いられていたことを分析できるのではないかと思われる^⑭。

2 使用主体別分析

次に、この三種の貨幣が具体的にどのような人物によって用いられていたのかを先ほどの時期区分と合わせて総合的に分析してみよう。考察にあたっては、第1節の時期的分析と同様、表1**華北総合単位表**の事例を簡便に整理した表2—②**華北時期・使用主体混合分析表**を用いる。この表は、表1にみえる一二五件の事例を①皇族・王侯、②行政、③民間、④軍事の四項目に分類し^⑮、各時期ごとに各貨幣の事例数を検出しまとめたものである。以下、この表に基づき、ここで分類した四項目の状況において三種の貨幣の用いられ方が時期的にも異なっていることを明らかにする。

(1) 銀

まず、銀の用いられ方から分析する。銀については、全部で二二件の事例を抽出し得た。第1節にて先述したが、そ

元代における銀・鈔・銅銭の相互関係について—使用単位の分析を中心に—(市丸)

の使用時期は前期①に集中し、前期②以降は減少している。また、①皇族・王侯九件・②行政一件・③民間五件・④軍事七件となっており、圧倒的に①皇族・王侯と④軍事の事例が多いことがわかる。特に軍事においては、「貨幣なし」の項目の貫文単位の部類に二件見られるだけであり②、軍事的な功績に対する賞与として銀が用いられていたことがわかる。「元贈推忠宣力功臣榮祿大夫中書平章政事□国趙国鄭武毅公神道碑」(『常山貞石志』卷十九 23b) (表 1 | 10) (註 2) に見える一例を挙げよう。

李瓊が山東で反乱を起こし(中統三年・一二二二年)、世祖は、大軍を興してこれを討った。…兵は少なかつたが、公(鄭温)は驍勇であり、果たして白金百五十兩及び酒具等を賜った。…

これは、李瓊の反乱時期の中統三(一二二二年)の事例であり、鄭温がその驍勇によって功をたて銀百五十兩を得たことを示している。このように軍事的賞与において銀が用いられている事例が他にも七件見られる。しかも、全て前期①の事例であることには、元代の社会状況に関係する問題として注意を払わなければならないであろう。つまり、世祖期まで(ここでは前期①)は、金や南宋との抗争が続いていたために、墓誌銘や神道碑に軍功を記載することが多かったが、中・後期になると対外的な戦争が減少したことによって、軍功の記載が減少してしまったことが考えられるのである。このことは、後述する江南において、軍事関係の記載が一件も見られないことにも関連することである²⁾。

次に銀使用の多い事例である①皇族・王侯の下賜の場合であるが、これは、銀使用の事例全二件中、①皇族・王侯が九件と全体の約半数を占めている。もちろん、下賜には、鈔も用いられているが、ほかの使用主体に比べて圧倒的に銀使用が多いことには注目してよい。また、先述した④軍事の事例に共通する点は、第1節の時期的分析でも考察したように前期①に事例が集中している点である。しかし、中後期の銀の使用例として、一件ずつ①皇族・王侯の使用例が見られることにも注目し、以下の事例をあげて①皇族・王侯の特徴を考察したい。「大元加封宏吉烈氏相哥八刺魯王元勳世德碑」(『道光鉅野県志』卷二十五a) (註 3) (表 1 | 105・106) に

至正辛巳(至正元年・一二四一年)、司馬木里赤などが王(相哥八刺)に跪きて申し上げた。「我々は朝命の恩沢を

むさぼっているが、それに報いていない。さらに王の元勳世徳を念うに、後の世に残らないことを恐れる。敢へてこのことを金石に著すことを請う」と。王はその要請を許した。この年夏、南の他山から石を切り出した。ちようど濟寧路総管劉承祖らが、自分の俸給二、千五百貫を割いて、その費用にあててることを願った。冬、司馬（木里赤）が北上して、また王に申し上げた。「濟寧の劉総管が俸給を割いて助役することを願っている」と。王は喜んで白金五十両・綵・綺各々一端をもつてこれに寵答した。

とある。これは、至正元（一三四一）年の濟寧路での事例であり、魯王相哥八刺の世徳碑を建てる費用として、路総管である劉承祖が自分の俸給の内から二千五百貫を出したことに對して、魯王が褒美として白金五十両を下賜したことを伝えている。この事例は、同一碑文上において路総管が鈔を用いているのに對して²⁴、魯王が銀を用いていることが顕著な特徴としてあげられる。つまり、事例数は少ないが、銀使用が減少した中後期においても^a皇族・王侯等の人物では、銀で財政運用している可能性があることが窺われるのである。

さらに特徴的なことは、^b行政において前期①に一件というように、銀がほとんど使用されていない点である²⁵。このことは元朝政府が、金末元初に銀を価値尺度として取り入れ、それを鈔の本位貨幣とすることは意図してはいたが、実際の財政運営上では銀を用いていなかったことを示しているとされよう。

また、^c民間において前期①に五件の事例が見られるということは、従来から論証されてきた金末元初に銀が主要貨幣として流通していたこと²⁶を傍証するものである。

ではこのことが、実際の財政運営における鈔の使用にどのような影響を及ぼしていたのであろうか。次にその点について考えてみよう。

(2) 鈔

銀を実際の財政運用に用いることのなかつた元朝政府が、いかにして社会の中に銀を価値基準として浸透させようとしたのであろうか。その解明にあたって有効な手段となるのは、錠両単位と貫文単位という鈔の額面を表す二つの単位の併存現象である。そもそも、表2―②の各貨幣の比率からもわかるように、元代における主要貨幣は鈔であった。そして、その使用単位には主に貫文単位が用いられている。しかし、㉑行政と㉒民間における使用単位を時期区分と総合して比較してみると様々な特徴が現れる。

まず、㉑行政の事例について考察しよう。前期①・②では貫文単位が優位である。それが、中期になると錠両単位のみとなる。後期になると錠両単位・貫文単位共に二件となるが、錠両単位の使用例はいずれも後至元年間のもの(表1―101・102)であり、元末の至正年間になると貫文単位が優位である。つまり㉑行政上は、前期では金代からの貫文単位を用いる慣習が残り貫文単位が主として用いられていたが、中期になると積極的に錠両単位を用いるようになり、後期(特に至正年間)になると元末の政治的混乱を反映して、再び貫文単位が行政上にも用いられるようになったと考えられるのである。その証左として、「彰徳路廳壁記」(『嘉慶安陽県志』卷十一11a)⁽²⁶⁾(表1―102)に次のような事例がみえる。

今所蔵の什器等の事を左に列記する。至元五(後至元五年・一三三九)年己卯秋月吉日。安陽尹趙時敏記す。

本路の官本は、中統鈔一千二百三十二錠三十七両七錢である。

これは、後至元五(一三三九)年の事例であるが、彰徳路安陽県における路の運営費として中統鈔一千二百三十二錠三十七両七錢が用いられていたとしている。

この行政処理上において錠両単位を用いるという傾向は、元代の文献史料に残る記載のありようによっても傍証しうる。例えば、『元史』の本紀や志において貫文単位が用いられている事例は少ない⁽²⁷⁾。また、文人達が残した文集からも傍

通してやはり貫文単位が優位に用いられているのである。

つまり、元代の華北において鈔は、**㉔**民間では貫文単位が優位に用いられ、**㉕**政府の財政運営上では、錠両単位が用いられていたと考えられるのである。このことは、かつて筆者が江南において証明したことと同様のものであることを改めて指摘しておきたい²⁹。また、時期的変遷から考えると、銀から鈔に主要貨幣が転換した画期にあたる前期**㉑**までは、貫文単位がどの使用主体においても優位であったが、中期以降になると、錠両単位が**㉖**行政では優位に用いられるようになってきている。このことは、元朝政府の鈔に対する政策の転換を示す。つまり、主要貨幣が銀から鈔へ変化した転換期は、前期**㉑**(成宗期)にあたるが、その銀の単位である錠両単位を鈔の価値尺度として行政上に反映させたのは、中期にあたると考えられるのである。

(3) 銅銭

次に銅銭の場合について考察する。北宋代に大量に铸造され、南宋代・金代にかけて铸造量を減らしながらも用いられた銅銭は、元代にいたつてどのような人物によって用いられていたのであろうか。表2—②からわかることは、**㉗**軍事での事例が管見の限らないことである。また、**㉘**皇族・王侯等の人物は、全二〇件の事例中二件にしか見られないように、ほとんど用いることがなかったであろう。さらに**㉙**行政の事例は、第1節の時期的分析にて指摘した表1—**20**(前期**㉑**)・**80**(中期)・**105**(後期)の事例を銅銭ではなく鈔であると考えてを除くと、全部で五件となる。これは、**㉚**民間の事例が一〇件であることと比較すると、民間に流通しているほどには、行政上は銅銭が用いられていなかったことが考えられる。ただ、元朝政府は銅銭をほとんど発行しなかったにもかかわらず、行政上においても銅銭が用いられることがあったことを窺わせる事例も存在する。「元蔚州楊氏先塋碑銘」『蔚州金石志』卷九19b・20a(表1—24)には、至元十六(一二七九)年以降のこととして、楊贊が冀寧路平定州の知州であった時の事績として、民衆の税五万緡あまりを減らした

ことが以下のように述べられている³⁰⁾。

ここにおいてまたその(楊贄の)業績を見てとつて、参知政事王思廉が撰文した。侯(楊贄)が平定の知州だった時の徳政碑に、「曆本を売り、課程を均等にし、皮革を收め、碾磑を興^レこし、民錢五万餘緡を減額させた。ほかにも非常に多くの善政をおこなった」と。

つまり、元代の華北において銅銭は、^④軍事では、関連史料に欠けているため論証しがたいが^{③)}、^①皇族・王侯においてほとんど用いられず、^⑤民間を主要な使用主体として^⑥行政においても用いられていたであろうことが窺われるのである。

二 江南の場合

続いて、江南において三種の貨幣の使用方法が、華北の場合とどのような点で一致し、どのような点で異なっていたのかについて考察する。ここでいうところの江南とは、旧南宋領、いわゆる江南三省を指す。あらかじめ筆者が検索した全一〇三件の事例の各省ごとの数を示しておく、江浙行省九〇件・江西行省七件・湖広行省六件となる。地域によって史料の残存状況に偏りがあり、主として江浙行省の事例を示していることには注意しておくべきであろう。

これらの点を踏まえて、華北の分析において用いた方針と同様に、表3 江南総合単位表を用い、以下の各節の分析内容に合わせて簡便に整理した表4―① 江南時期別分析表、表4―② 江南時期・使用主体混合分析表(後掲)を用いる。また、第2節の使用主体別分析の際にも指摘するが、軍事に関わる事例がないことが特徴であり、合わせて注意しておくべきである。

1 時期的分析

まず、江南の時期的特徴についてであるが、分析は、先述したとおり表3江南総合単位表を華北の場合と同様に整理した表4—①江南時期別分析表に沿って進める。本表は、表3を前期（江南地域では、至元十三（一二七六）年〜成宗期）^⑩・中期（武宗〜寧宗期）^⑪・後期（順帝期）^⑫の三期に分け、当該時期に当たる銀・鈔・銅錢・貨幣なし^⑬の事例数を抽出し、鈔においてはさらに錠両・貫文単位ごとに分けてまとめたものである。

この表からわかる特徴は、銀が、南宋攻略以降の前期においてほとんど使用されていないのに対して、中後期には使用頻度を増すことであろう。これは華北において前期②以降に銀の使用数が減少していることと好対照をなしている。つまり、江南の経済発展に伴って華北とは逆に銀が元代社会に流通しつつあったことが窺えるのである。

また、鈔の使用率も高い。また、錠両単位が一件であるのに対して六件と貫文単位が優位に用いられている。これは、南宋末の状況を反映していると考えられる。つまり、南宋末において銀はほとんど使用されず^⑭、銅錢もその使用頻度を減らしていた^⑮と考えられるのである。その一方で、鈔（ここでは会子を意味するが）使用は盛んであり、しかも、南宋代における会子の使用単位は当然貫文単位であったために、南宋攻略以降においても慣習に従って鈔において貫文単位が用いられていたと考えられるのである。

この前期の傾向に対して、中期になると変化が生じる。鈔の使用単位が、貫文単位優位から錠両単位優位へと転換するのである。ここでは、一八件の錠両単位に対して、貫文単位は七件となっており、二倍以上の事例数の差が生じている。このことは、南宋末の社会状況を引き継ぐ形で銀使用が少なく、しかも鈔に貫文単位が慣習的に用いられていた江南においても、元朝政府の財政運用上の貨幣価値の表現方法である鈔の錠両単位が元代社会に浸透していったことが窺われるのである。もちろん、後期に錠両単位九件に対して貫文単位八件といったように一対一の割合で見られることや、「貨幣なし」の事例^⑯においても三倍の差をもって貫文単位が優位に用いられているように、それによって貫文単位の

使用がなくなつたわけではない。基本的な傾向としては、民間では鈔には貫文単位も用いられつつ、錠兩単位の浸透が見られたのであろう。

また、銅錢に関してであるが、前期一件・中期九(七)件³⁵・後期一三件というように次第に増加している。また、第一章第一節の華北の時期的分析においても指摘したように、ここでも「錢」と史料上に記載されながら「鈔」を意味するであろう事例が少なくとも二件ある(表3—34「元泰定侍郎鄧文原撰郡城隍廟記」の「俸錢二千緡」、表3—48「府学附地経界碑」の「錢壹伯參拾玖定壹拾伍兩」)³⁴。このような問題点や事例数が少ないことは考慮に入れるべきであるが、従来の定説通り、南宋攻略時では銅錢の使用は減少していたものと思われる³⁵。それが、中期・後期にかけてその使用頻度を増すのである。これは、元朝政府がほとんど銅錢を発行していないにもかかわらず、南宋末には使用が減少していた銅錢が実際には退蔵・残存していて、次第に使用されるようになってきたことの証左であらう。特に後期における使用の増加は、元末の貨幣制度の混乱状況を示していると思われる³⁶。

2 使用主体別分析

次に、これらの江南における時期的分析をもとに、三種の貨幣が具体的にどのような人物によって用いられていたのかを先ほどの時期区分と合わせて総合的に分析してみよう。この分析には、第一節の時期的分析と同様に表3 江南総合単位表の事例を簡便に整理した表4—②江南時期・使用主体混合分析表を用いる。この表は、表3にみえる一〇三件の事例を①皇族・王侯、②行政、③民間の三項目に分類し³⁷、各時期ごとに貨幣の事例数を検出してまとめたものである。なお、江南においては、華北で分析したような④軍事に関連した史料が一件であったために⑥行政とし³⁸、ここでは三項目のみに分類した。また、①皇族・王侯に関する事例も四件と少なく、詳細に考察することは難しい。ゆえに主に⑥行政・③民間における状況について、三種の貨幣の用いられ方が時期的にもそれぞれ異なっていることを分析する。

元代における銀・鈔・銅錢の相互関係について—使用単位の分析を中心に—(市丸)

(1) 銀

銀についてであるが、⑥行政三件・⑦民間六件というように事例数は少ない。しかし、時期的な区分から総合的に考えると少ないながらも特徴が窺える。⑦民間において前期は一件と少ないものの、中期三件、後期二件というように、⑥行政の後期三件のみと比較すると民間での使用例が中後期に分散していることである。事例数が少ないので断定はできないが、このように⑦民間において銀使用が中後期に浸透してくることは、江南地域の経済的な発展が前提にあると思われる。また、⑥行政の事例が、後期（しかも至正十九（一三五九）年以降）に集中していることから、元朝政府は銀を財政運用に用いる意図はなく、元末の銀使用の増加は、幣制の混乱期に臨時的に銀を用いるようになったためであると考えられる。つまり、前期においては南宋攻略の影響で銀使用が減少していたが、江南の経済発展に伴い、民間での銀使用が増加した。一方で元末の混乱期以外は、元朝政府は行政上に銀を用いなかったと考えられるのである。

(2) 鈔

このような銀の動向に対し、鈔はどのように用いられていたのであろうか。まず特徴的なことは、前期では貫文単位が優位に用いられていたのに対して、中後期になると⑥行政・⑦民間共に錠両単位の使用が増加することである。特に、⑦民間では、中期では錠両単位が一二件であるのに対して貫文単位が二件であり、使用頻度の逆転が見られる。このことは、江南地域では民間では貫文単位が優位であったとする、以前筆者が論証したことと矛盾するものである²⁷⁾。しかし、当史料集によれば、華北より江南の方が錠両単位が民間においても浸透していたと考えるよりほかない。ただ推論が許されるならば、この現象には、本節の銀の項目にて先述した、⑥民間での銀使用の浸透が関係しているものと思わ

れる。つまり、中後期に経済発展によつて民間で見られるようになった銀使用の影響を受けて、鈔に錠両単位を用いることが華北より比較的容易に受容されたのではないか、という推論である。これを明確に傍証する史料はないが、二つの単位が同一碑文上に現れる史料から、錠両単位と貫文単位の併存状況は指摘しうる。すなわち、『慶元路儒学塗田記』『兩浙金石志』卷十六48b) (表3—57・61) に

(碑陽) 元統三(後至元元年・一三三三)年秋。十月朔、郡のつつみには昔から塗田三百十二畝あまりがある。郵県の東の田舎に属し、非常に高いところであり、籍はあるが耕す佃戸もなく、ある年に近境の育王大慈寺の僧のものとなつた。そして瘦地を肥沃の地にし、豊作を不作とし、租税はわずかに鈔七十二貫を納めていた。数十年間、ある時は納め、或る時は納めず、その塗田は横領しているのに等しかった。…

(碑陰) 元統元(一三三三)年以前、育正[王]寺の雲殿庵では、莊佃戸の陳榮・屠成・周明・李徳に…³⁸させて、本学は旧弊を遵守して官の検閲を逃れ、毎年租税として中統鈔七十二兩を上納していた。

とある。この史料は、元統元(一三三三)年以前の江浙行省慶元路における育王大慈寺の田租の額を示しており、碑陽では「鈔七十二貫」と記され、碑陰では「中統鈔七十二兩」と記されていることに特徴がある。また、俞希魯『至順鎮江志』卷十五、元刺守、鎮江路総管府、達魯花赤兼管内勸農事においても同様の状況が見える。

太平 … 士民が(太平の)去思碑を立てるために、郡人の青陽翼が撰文した。その略に、「至元庚寅(至元二十七年(一二九〇)年)、官が権酷をやめて、月々の課額を定めて、民に賦税を課していることを、散辦といつてゐる。鎮江の郡全体の戸数は十万であり、月々の賦税は中統鈔六百五十錠である。城中の民は八千に及ばないのに、実際の租税額は四千貫あまりである。…

この事例は、少なくとも至元二十七年(一二九〇)年から太平の着任期の皇慶元(一三二二)年まで行われていた、月々の賦税として割り当てられていた散辦についての記載である。ここでは、鎮江路における月々の賦税の定額が「中統鈔六百五十錠」と錠両単位で表示されている一方で、城中での実際の徴収額が、「四千貫」という貫単位で記述されてい

元代における銀・鈔・銅銭の相互関係について—使用単位の分析を中心に—(市丸)

る。この「四千貫」は、もし文章として記載を統一するのであれば、「中統鈔八十錠」と記すべきものである。しかし、ここではあえて「四千貫」という表示が用いられている。つまり、「四千貫」という記載は、民間で用いられていた貨幣単位表示の慣習（＝貫文単位）に従ったものと考えられるのである。よって、鎮江路にて徴収時に用いられる単位と上級衙門（ここでは江浙行省）への報告・納入時に使用される単位の間には相違が生じていたと考えられるのである。地方志にこのように同時に二種類の単位が用いられているということは、当該時期においてこの二単位が併存して用いられていたことを示している。こうした理解を支える例として、さらに民間において二つの単位を併用している事例をあげよう。すなわち、「景福油田普福教寺心経鐘款」（『栢蒼金石志』卷十一9b）（表3—64・65）に、

至元四年戊寅（後至元四（一三三八）年）大歳良月。：

各々衆縁を募つて勝事を共に成し、…善縁一名ごとに中統鈔二百五十文（を寄進した）。この後に本寺の僧について書き連ねる。

高信

道玻化鈔二十五両 …：

とある。この史料は、後至元四（一三三八）年、江浙行省處州路青田県における寺鐘の寄進額を示しており、信者一名ごとに「中統鈔二百五十文」を寄進し、僧侶は各人で「鈔二十五両」等の寄進をしたと同一碑文上に記しているのである³⁹。これらの史料から民間においても貫文・錠両単位の両者が併存して用いられていたと考えられるのである⁴⁰。

つまり、鈔における錠両単位の使用頻度の高さから考えると、元来銀の価値尺度である錠両単位を銀とリンクさせるために鈔にも用いるという元朝政府の方針が、元中期には江南において行政処理上のみならず民間にも浸透していたと考えられるのである。同時に民間では、中期から銀使用も見られ、経済状況も発展していることから、銀とリンクさせるという元朝政府の方針を比較的容易に理解・受容されたのではないかと思われる。このことは、従来指摘されてきた元代における江南支配の脆弱性という考え方⁴¹が、元朝政府の政策が積極的に受容されているという面からそうとも断

定できない場合もあるということを示しているとされよう。

(3) 銅銭

次に、銅銭についてであるが、江南での銅銭使用については従来から指摘されてきたことである⁽⁴⁵⁾。ここでは、^(b)行政一二(一〇)件⁽⁴⁶⁾・^(c)民間一〇件となっており、行政処用上にも銅銭を使っていた可能性を指摘しうる。「壑素溥華修聖廟学頌」(『民国安徽通志稿』金石古物考五48a)⁽⁴⁷⁾(表3―67)に以下のように見える。

經歷呂良弼に命じて、連年滞っている田租を徴収させ、米八百石・錢二千貫を得た。

この史料は後至元五(一三三九)年に江浙行省太平路における税として長年滞っていた田租である米八百石と錢二千貫が徴収されたことが記されている。つまり、元朝政府が公的には銅銭使用を禁止していたにもかかわらず、行政処用上に銅銭使用が行われていた可能性が窺えるのである。このことを一歩踏み込んで考えると、元朝政府の銅銭に対する使用禁止という公的な方針と実際の民間での使用状況との間には差異が生じており、さらにそれを中央が黙認していた可能性を示唆するものである。

おわりに

以上の分析をまとめると次のようになろう。

まず、金末の銀使用の慣行を引き継ぎ、銀が前期⁽¹⁾(モンゴル帝国期く世祖期⁽²⁾)には^(a)皇族・王侯や^(d)軍事の事例において用いられていた(ただし、行政上は華北・江南ともに用いられず、江南では中後期に^(c)民間でも用いられるようになる)。しかし元朝政府は、銀の絶対量が不足しているために南宋領を加えて拡大した版図に対して銀を用い続ける

元代における銀・鈔・銅銭の相互関係について―使用単位の分析を中心に―(市丸)

ことが困難になった。ゆえに、銀から鈔へ使用貨幣を転換せざるを得なくなり、南宋以来の鈔使用の慣行を利用して、前期②（成宗期）に本格的に鈔にて財政運用をするようになった。その鈔には、前期②には南宋代の慣習を引き継いで銅銭の単位である貫文単位が優位に用いられていたが、鈔制度が安定期を迎える中期（武宗・寧宗期）になると、華北・江南共に⑥行政上に錠両単位が優位に用いられるようになった。これは元朝政府が、金末の銀使用・西方との交易決済や④皇族・王侯が銀を用いている状況を受け、銀の価値尺度を包含する単位として、財政処理上、銀の代替物として鈔に錠両単位を用いるという政策を定めたためと考えられる。さらに江南地域では、⑦民間でも銀使用が行われていた影響や当該地域の経済発展によって、比較的容易に錠両単位が受容されたと思われる。ただし、後期（特に至正年間）になると貨幣制度の混乱を反映して、銀と鈔（主に貫文単位を用いる）と銅銭が再び併存するようになるのである。また、「銭」という記載が銅銭のことを示すと断定はできないが、元朝政府は銅銭を公式にはほとんど鑄造・発行しなかったにもかかわらず、⑧行政・⑨民間において用いられていたであろうことが明らかとなったのである。

元朝は、中国国内にはじめて銀を実際の交易における価値尺度として持ち込んだ王朝として、中国貨幣史上重要な意味を持つ。確かに、従来の研究においてもそのことは多くの研究者によって指摘されてきた⁴⁴⁾。もちろん、筆者も大筋においてそうした考えに反対するものではない。しかし、銀が実際の貨幣として十分な流通能力を有していたのは、金末―モンゴル帝国―前期の一時期に限られており、世祖による鈔法の制定後は、次第に鈔が流通手段として機能するようになったのである。元代社会において銀が明清時代のように流通していたわけではない。それ以降の中後期には、銀は⑩皇族・王侯等の上層部や、高度に経済発展した江南において⑪民間にわずかに流通していたと思われることには注意しておくべきなのである。

また、元代社会において主要な貨幣として用いられていた鈔については、貨幣単位の分析からより詳細に考えるのであれば、中央政府が行政処理上において使用を意図していた銀と民間側に慣習的に用いられ続けていた銅銭をつなぐ役割を有していたため、元代では鈔に二種の単位（貫文・錠両単位）の併用がなされていたと考えられるのである。

さらに、銅銭については、北宋代からの残存量等多くの不明確な点は残るが¹⁸⁾、従来の研究で江南における銅銭使用が指摘されてきたこと¹⁹⁾と同様に、華北においても元一代を通じて使用されていたと思われる。それゆえに、北宋以来の銅銭使用の慣行が残り、特に、「銭」という記載の使用、鈔における貫文単位の優位という現象に反映していったのであろう。

つまり、前代からの慣行や元朝政府の政策・政治状況が相互に影響し合っており、元代の三種の貨幣は元代社会に重層的に流通していたのである。また、元代前期の銀使用や中後期の錠両単位の浸透、元末の江南での銀使用の復活は、金―元―明における銀使用の連続性を示し、鈔の貫文単位の優位性、「銭」という記載の使用（ひいては銅銭の存在）、元末の銅銭使用の増加は、宋―元―明の銅銭使用の連続性を示していると考えられるのである。

註

- (1) 岩村忍「元時代における紙幣インフレーション―経済史的研究―」（『東方学報』京都三四冊、一九六四年所収。のちに同『モングル社会経済史の研究』同朋舎、一九六八年に再録）、前田直典『元朝史の研究』（東京大学出版会、一九七三年）、愛宕松男「幹脱銭とその背景―十三世紀モングル―元朝における銀の動向―」（初出、『東洋史研究』第三二卷第一号・第二号、一九七三年所収。のちに同『愛宕松男東洋史学論集 第五卷 東西交渉史』三一書房、一九八九年に再録）、高橋弘臣『元朝貨幣政策成立過程の研究』（東洋書院、二〇〇〇年所収）等参照。また、国外の元代貨幣史の研究には、全漢昇「元代的紙幣」（『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』一五、一九四八年所収）、彭信威「金元的貨幣」（同『中国貨幣史』第三版、上海人民出版社、一九八八年所収）、陳得芝「元代的鈔法」（『南京大学学報』第四期、一九九二年所収）等がある。

- (2) 近年、黒田明伸氏によつて銀・鈔・銅銭の関係を中国貨幣史全体から包括的に捉える視点が提示されている。筆者は氏の説に賛同するものであるが、本稿の目的である元代の三種の貨幣の相関関係については、未だ考察の余地があると考えている。黒田

元代における銀・鈔・銅銭の相互関係について―使用単位の分析を中心に―（市丸）

明伸「中国貨幣の世界」(『貨幣システムの世界史 へ非対称性Vをよむ』岩波書店、二〇〇三年所収) 参照。

- (3) 愛宕松男「幹脱銭とその背景―十三世紀モンゴル元朝における銀の動向―」(初出、『東洋史研究』第三二卷第一号・第二号、一九七三年所収。のちに同『愛宕松男東洋史学論集 第五卷 東西交渉史』三一書房、一九八九年に再録) 宮澤知之「貨幣經濟の時代区分」(同『宋代中国の国家と經濟』創文社、一九九八年所収) 五〇八頁、高橋弘臣「金末のモンゴル軍侵攻と貨幣の混乱」一三三頁・「中統鈔の発行と元朝貨幣政策の基本方針の成立」一七三―一七四頁(同『元朝貨幣政策成立過程の研究』東洋書院、二〇〇〇年所収) 等参照。

- (4) 前田直典「元代の貨幣単位」(『社会經濟史学』一四―四、一九四四年所収。のちに同『元朝史の研究』東京大学出版会、一九七三年に再録)、宮澤知之「貨幣經濟の時代区分」(同『宋代中国の国家と經濟』創文社、一九九八年所収) 五〇九―五一二頁等参照。

- (5) 拙稿「元代貨幣の貫文・錠兩單位の別について―黒城出土及び徽州契約文書を中心として―」(『社会經濟史学』六八―三、二〇〇二年所収) 参照。

- (6) 新文豊出版公司編集部編『石刻史料新編』(新文豊出版公司、第一輯地方類一三一―二三卷、一九七七年・第二輯地方類九―一五卷、一九七九年・第三輯地方類五―三二卷、一九八六年所収) 二〇〇六年に第四輯が刊行されたが、地方類がないためここでは参照していない。

- (7) これらの件に関しては、森田憲司氏の指摘によるところが多い。ここに特筆し、陳謝したい。

- (8) 一例を挙げよう。「鈔二貫」であれば、①「鈔」が使用貨幣、②「二」が具体的数値、③「貫」が單位表示となる。本稿では、例えば「鈔二貫」を基本として、「鈔二・二貫」といったように①③のうち、二種類以上の記載があれば、史料として検出することとした。

- (9) 後述するが、基本的に華北は旧金領、江南は旧南宋領を示すものとするが、華北は中書省、江南は江南三省を考察対象とする。

- (10) 期間は、前期(モンゴル帝国期く成宗)・中期(武宗く寧宗、二十四年間)・後期(順帝、三十五年間)に分類した。ただし、前

期は史料的制約により、実質的には憲宗期からとなる。また前期は、華北と江南とで征服時期が異なるため、以下のように異なる分類を用いた。華北は、前期は、前期①（憲宗く世祖、四十三年間）、前期②（世祖く成宗、十二年間）の二期、計五十五年間とする（表1では、太破線で区分する）。この二期に分けた理由は、世祖期と成宗期で明確な変化を見いだすことができるからである。また江南は、事例数が少ないため二期に分けることができず、まとめて江南攻略後の至元十三（一二七〇）年く成宗期の三十二年間とした。

(11) 各事例の使用状況・使用主体両者の傾向を検討し、**a**皇族・王侯、**b**行政、**c**民間、**d**軍事の四項目に分類した。なお、使用主体である人物が、何らかの公的な役職（ダルガチ等）を有する場合は**b**行政に区分した。**d**軍事の事例は、本来ならば**b**行政に区分すべき事例であるが、明かな特徴があるため別に項目を立てた。また、**b**行政・**c**民間の事例は、事例によっては一項目のみに分類しにくいものもあり、その場合は二項目両者に当てはめた（官吏・民間が各自で寄進を行った事例である表1—100・表3—3・27・96の四件）。ゆえに、事例数を計算する際に重複が生じていることを註記しておきたい。

(12) 『新編』には、ほかにも遼陽行省一〇件・陝西行省一〇件・甘肅行省一件・河南江北行省一件・四川行省二件の事例が存在する。しかしこれらの事例は、華北・江南の両者に明確に分類しがたい面がある。また、中書省一二五件の事例と比較すると史料数的にも各行省ごとには分析がたいため、本稿では考察対象から外した。

(13) 「貨幣なし」とは具体的数値と単位表示は明記しているが、使用貨幣が明示されていないものを示す。つまり、註(8)で示した事例でいえば、「二貫」となり、①く③のうちの②具体的な数値・③単位表示を有するもののことである。

(14) 『新編』は、編者によって本来の地方志名と異なる書籍名で記されている。作成した表1—3では、『新編』での検索の便を考え、『新編』の表記に従ったが、本文中では本来の書名を用いた（以下同じ）。例としてあげれば、本史料は、『新編』では『益都金石志』であるが、本文中には本来の地方志名である『益都府志』を用いている。引用には、録文が最も詳細かつ録文年代の古い地方志を採用した上で、ほかの地方志にて対校をおこなった（以下同じ）。本史料は、表1にも示しているが同碑の録文がほかの地方志（『益都金石志』・『山左金石志』）にも見られる。

元代における銀・鈔・銅銭の相互関係について—使用単位の分析を中心に—（市丸）

- (15) ()内の数値は、史料上には「錢」と記載されているが、おそらく「鈔」を示すと思われる数値を除いた事例数を示したものである。表2・4においても同じ。
- (16) 北京図書館金石組編『北京図書館藏中国歴代石刻拓本匯編』第四十九冊(中州古蹟出版社、一九九〇年、二七頁)に、「楊瓊神道碑」として拓本があるが、「官錢五十万緡」の部分は、残念ながら欠けている。
- (17) 建前上銅錢を発行していない元朝政府が「官錢」という財政上の金錢を銅錢で支出したとは考えにくく、「俸錢」である官吏の俸給は「鈔」にて支払われているため銅錢とは言い難い。また「錢三定」は、銅錢に錠兩単位を用いることはあり得ないので、銅錢とは思われない。なお、表中では、数値を太字ゴシックにて示した(表1・3共通)。
- (18) 碑文上の記載が、立石の目的上高額な事例が多くなるのはその性格上仕方ないことであり、もっと身近な事例を収集する必要がある。この点は今後の課題としたい。
- (19) 杉山正明氏は、様々な著作において、元朝政府は銅錢を国家公認の正式貨幣として扱わないものの、江南社会に流通する銅錢は禁止しない方針をとったと述べている。(例えば、杉山正明『遊牧民から見た世界史』日本経済新聞社、一九九七年、三四一—三四二頁等参照。)ただし、この論拠については残念ながら明示されていない。
- (20) 現段階で筆者が『文物』・『考古』等の雑誌より抽出した元代の遺跡等の報告事例は二一一件であり、その中で出土錢の事例が報告されているのは八五件である。ただし、この事例数は今後増えると思われる。また近年、三宅俊彦氏が論著『中国の埋められた錢貨』(同成社、二〇〇五年)にて唐から明・清代にかけて出土錢貨の分析から中国の貨幣流通をとらえる試みを行っており、そのなかで元代の状況についても触れられている。ただし元代に関しては、記述量が少なく、元代では銅錢が使われなくなつたため日本へと輸出されたとしている部分には、考察の余地が残されていると思われる。
- (21) 二例とは、表1—22「韓氏新堊世徳之碑」・同1—31「趙敦武先聖記」のことであるが、いずれも俸給について述べられているので、鈔にて支給されたと思われる。一例を挙げよう。「韓氏新堊世徳之碑」(『嘉慶安陽県志』卷九七b、「新編」では『安陽県金石録』) 至元十一年九月、枢府割口。管鎮襄樊鼎附新軍。是月拜命同右丞洪公取日本、奪敵旗馬・鉦鼓。以功、北京行省咨保於枢府、

枢府授以北京等路新簽洪軍二百一十名、千口告身一通、月俸十七貫文。

これは、至元十一（一二七四）年における北京等路新簽洪軍二百十名の月給を示す。ゆえに、軍功的な賞与に限定すると、事例が前期①に限られていることもあり、基本的に銀が賜与されていたと考えられる。

(22) 表1では、表作成の都合上、地方志の標題である「鄭温神道碑」を採用したが、本文中では原碑の碑名を用いた。以下同じ。

(23) 本史料は、『新編』では『鉅野金石志』として記載されている。また本稿では、『新編』の記載に依り、本来ならば「弘吉烈氏」と書くべきところであるが、「宏吉烈氏」とした。

(24) この史料では、「俸錢二千五百貫」とあるが、官吏の給与は鈔にて支払われていたので、ここでは鈔二千五百貫と解釈した。

(25) 行政上銀が使用された事例は、表1—6「元至元三年総管張公先德碑」一件に限られる。これは中統元（一二六〇）年の事例であり、鈔法そのものが確立していない時期にあたるため、行政上に銀を使用していたものと思われる。

(26) 本史料は、『新編』では『安陽県金石録』として記載されている。

(27) ただし伝記では、墓誌銘等がそのまま引用されているため貫文単位を用いている事例も多い。

また江南の地方志に限られているが、以下の事例も参考になる。中国地志研究会編『宋元地方志叢書』（大化書局 一九八〇年）・同『宋元地方志叢書統編』（大化書局 一九九〇年）所収の元代の地方志（一四件）を見てみよう。この内八件に taxation に関する具体的な数値が記載されているが、その内五件が錠両単位を用い、二件（兪希魯『至順鎮江志』と馮福京等『大徳昌国州図志』）が錠両・貫文両単位を混在して使用し、一件のみ（盧鎮『重修琴川志』）が貫文単位を用いている。しかも、この貫文単位を用いている一件にしても、実際には宋代の tax を示したものである。行政上は圧倒的に錠両単位が優位であることがわかる。

(28) 本来ならば同一人物の事例が最適であるが、華北では、地域・年代が特定できる事例が少なかったため、ここでは変則的に胡祗適と魏初の事例を用いた。

一方、江南の事例としては、程鉅夫のものが典型的であろう。『程雪樓文集』卷十三、記「永新州医学祭田記」に以下のように見える。

元代における銀・鈔・銅錢の相互関係について—使用単位の分析を中心に—（市丸）

至大四年、赴調京師改臨江未行、徽政院使羅司徒薦其名、興聖宮命為太医。歳年之間三錫楮幣凡七千五百緡。…

これは、大徳のはじめに吉安路永新州の官医提領に任じられた王東野が、至大四（一三二一）年に太医に任じられ、賞与として鈔を約七千五百緡もらったことを示している。このように緡單位（＝貫文單位）を用いる一方で、程鉅夫は次の事例では鈔に錠兩單位を用いている。同卷十、奏議存藁 民間利病「江南諸色課程多虚額妄增宜与蠲減」

江南茶塩酒醋等税、近来節次增添。比附初帛附時、十倍以上。今又逐季增添正緣一等。管課程官虚添課額、以諂上司。…酒課每米一石收息鈔十兩。而江南糯米及所用麴糵等、工本通僅七兩。以七兩工本、而官先收十兩。和息寧有此理。

これは、至元二十四（一二八七）年に程鉅夫が民間利病五事の一つとして陳情したものである。この中で程鉅夫は、江南での米一石ごとの酒生産費が七兩であるのに対して、酒課として鈔十兩を徴収している問題について述べている。このように、文人達が上奏文のような公的な文書とそのほかの文書の内容を書き分けていたことが指摘しうる。

(29) 註(5)前掲拙稿一七頁参照。ただし、同稿にて筆者は、大都・西北方面にて錠兩單位の一本化が行われていたであろうことも指摘していた。このことが当該地域の特別な事例であるのかどうかは、本稿の史料では比較しがたいため、今後の課題としたい。

(30) 特にこの事例は、後文に以下のような「鈔」を用いた文章が続くため、文章全体の統一性から考えると「錢」という表現ながら銅錢のことを示している可能性が窺われる。

(至元)十六(一二七九)年、佩金符、凡四為提舉、由奉訓大夫改奉直大夫・泰安州葉蕪等處鉄冶提舉、尋知嵐州・平定州。皇太后幸五台、知宣徳府、仍領採木之役、特賜鈔二千五百貫・貂裘一。

(31) 断定はできないものの、軍事関連の費用には、銅錢はその利便性から用いられることはあまりなかったのではないかとと思われる。

(32) 宋代の銀使用に関しては、加藤繁氏によって唐代と比較して宋代の方が公私上下にわたってその使用が増加したと評価されている。(加藤繁「第三節 宋代に於ける金銀使用の發達」『唐宋時代に於ける金銀の研究』分冊第一、一九二五年、二七三―二七五頁参照。)筆者は基本的にはこの説に賛同するが、残念ながら、南宋末の状況にはあてはまらないのではないかと考えている。

(33) 南宋末の銅錢使用の減少については、高橋弘臣「旧南宋領における元朝の貨幣政策」(同『元朝貨幣政策成立過程の研究』東洋書院、二〇〇〇年所収) 三二九頁にて論証されている。

(34) この判断基準は、註(17)参照。

(35) 宮澤知之「元代後半期の幣制とその崩壊」(『鷹陵史学』二七、二〇〇一年所収) 七二―七四頁参照。

(36) 表2―93「元故儒士朱公仲明墓誌銘」参照。

(37) 註(5)前掲拙稿一七頁参照。

(38) 文字が欠けているため訳しがたく、「…」を用いた。原文は左記の通りである。

元統元年以前、係育正〔王〕寺雲庵庵、令莊佃陳榮・屠成・周明・李德出名□佃輕□□□本学循習旧弊失於檢挙、毎年上納租錢中統鈔柒拾貳両。

(39) 一般信者と僧侶とで鈔の使用単位が異なる理由は、現段階では不明である。

(40) 愈希魯『至順鎮江志』卷六 賦税 秋租に以下のようにある。

鈔中統一万六千六百一貫四錢一分

このように貫文単位と錠両単位を混在して使用することからも、二種類の単位が同程度浸透していたことを傍証しうる。

(41) 愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」(初出、『岩波講座 世界歴史九 中世三』岩波書店、一九七〇年所収。のちに同『愛宕松男東洋史学論集 第四卷 元朝史』三二書房、一九八八年に再録) 一六四・五頁参照。

(42) 前田直典『元代に於ける鈔の発行制度とその流通状態』(初出、『北亞細亞学報』第三輯、一九四四年所収。のちに同『元朝史の研究』東京大学出版会、一九七三年に再録) 八五頁参照。

(43) 本史料は、『新編』では『安徽通志金石古物考稿』として記載されている。

(44) 近年、杉山正明氏・黒田明伸氏・森安孝夫氏等によつて、元代の銀流通の重要性が指摘されている。杉山正明「モンゴルの戦争と平和」(『遊牧民から見た世界史 民族も国境もこえて』日本経済新聞社、一九九七年所収) 三三二―三三八頁参照。黒田明

元代における銀・鈔・銅錢の相互関係について―使用単位の分析を中心に―(市丸)

伸「貨幣システムの世界史」(『貨幣システムの世界史』)「非対称性」をよむ』岩波書店、二〇〇三年所収) 六一―六五頁参照。
森安孝夫「シルクロード東部における通貨―絹・西方銀銭・官布から銀錠へ―」(『中央アジア出土文物論叢』朋友書店、二〇〇四年所収) 二四―三二頁参照。

(45) 宮澤知之氏によって、北宋・南宋代の銅銭鑄造額等は概観されて明確になっているが(宮澤知之『中国銅銭の世界―錢貨から経済史へ―』思文閣出版、二〇〇七年所収。二〇六―二〇七頁参照)、元代に海外に流出した銅銭量等については未だ不明な点も多い。

番号	題名	著者年代	頁数	編入位置	全冊	総頁	原	その他	分類	資料出所	著者主任	出所	位置
1	重宝集	1252	531頁	伊豆田嶋集	白糸1000頁					重宝一	田嶋集	13-14a	
2	重宝集	1253	531頁	伊豆田嶋集	白糸500頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	13-14a	
3	重宝集	1254	531頁	伊豆田嶋集	白糸500頁				b 下膳	重宝一	田嶋集	24-11a	
4	重宝集	1251-1	531頁	伊豆田嶋集	白糸1冊				d 修繕による費	重宝一	田嶋集	27-16b	
5	重宝集	1251-2	531頁	伊豆田嶋集	白糸55頁				d 修繕による費	重宝一	田嶋集	27-16b	
6	重宝集	1255	531頁	伊豆田嶋集	白糸10000頁				d 修繕による費	重宝一	田嶋集	27-16b	
7	重宝集	1260	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				b 寺の修理費	重宝一	田嶋集	4-7b	
8	重宝集	1262	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				c 寺の修理費	重宝一	田嶋集	8-7b	
9	重宝集	1262	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				b 寺の修理費	重宝一	田嶋集	8-7b	
10	重宝集	1262	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				b 寺の修理費	重宝一	田嶋集	13-74a	
11	重宝集	1264	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				d 寺の修理費	重宝一	田嶋集	F-20a	
12	重宝集	1264	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				d 寺の修理費	重宝一	田嶋集	13-23b	
13	重宝集	1264	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				c 寺の修理費	重宝一	田嶋集	13-23b	
14	重宝集	1264	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				c 寺の修理費	重宝一	田嶋集	13-23b	
15	重宝集	1269	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				d 寺の修理費	重宝一	田嶋集	17-30b	
16	重宝集	1271	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	23-8a	
17	重宝集	1271	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	23-8a	
18	重宝集	1271	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	23-8a	
19	重宝集	1271	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	23-8a	
20	重宝集	1272	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				b 寺の修理費	重宝一	田嶋集	27-21b	
21	重宝集	1274	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	9-7b	
22	重宝集	1274	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				d 寺の修理費	重宝一	田嶋集	9-7b	
23	重宝集	1275	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	13-60a	
24	重宝集	1275	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	7-1a	
25	重宝集	1279	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				b 寺の修理費	重宝一	田嶋集	9-19b	
26	重宝集	1280	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	9-20a	
27	重宝集	1280	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	1-48-30b	
28	重宝集	1280	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	5-38b	
29	重宝集	1280	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	21-32b	
30	重宝集	1280	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	9-80b	
31	重宝集	1281	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	4-14b	
32	重宝集	1281	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	4-14b	
33	重宝集	1282	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	29-15a	
34	重宝集	1282	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	29-15a	
35	重宝集	1284	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	21-25b	
36	重宝集	1284	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	28-18b	
37	重宝集	1284	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	21-30b	
38	重宝集	1286	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	23-10a	
39	重宝集	1288	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	14-44a	
40	重宝集	1289	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	3-7-2a	
41	重宝集	1291	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	17-24a	
42	重宝集	1291	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	14-17b	
43	重宝集	1291	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	9-3-2b	
44	重宝集	1291	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	9-3-2b	
45	重宝集	1291	531頁	伊豆田嶋集	白糸200頁				a 寺の修理費	重宝一	田嶋集	22-22b	

表2-① 臺北時期別分析表

前期①	期	鈔		銀	貨幣允し	實幣允し
		銀面	實文			
前期②	20	2	9	1	6(5)	7
中期	1	2	8	1	9	1
後期	1	10	11	2	5(4)	7
	1	4	8	1	6(5)	6

表2-② 臺北時期・使用主体割合分析表

前期①	期	鈔		銀	貨幣允し	實幣允し
		銀面	實文			
a) 皇族	7	1	3	1	1	1
b) 行政	1	1	2	1	3(2)	1
c) 民間	5	1	4	—	2	4
d) 軍警	7	—	—	—	—	2

前期②

前期②	期	鈔		銀	貨幣允し	實幣允し
		銀面	實文			
a) 皇族	—	1	4	—	—	—
b) 行政	—	1	2	—	2	1
c) 民間	—	—	2	—	—	—
d) 軍警	—	—	—	—	—	—

前期③

前期③	期	鈔		銀	貨幣允し	實幣允し
		銀面	實文			
a) 皇族	1	—	3	1	1	3
b) 行政	—	2	2	—	20)	1
c) 民間	—	4	—	—	3	—
d) 軍警	—	—	—	—	—	—

中期

中期	期	鈔		銀	貨幣允し	實幣允し
		銀面	實文			
a) 皇族	1	2	4	—	1(0)	1
b) 行政	—	4	7	—	1	4
c) 民間	—	4	—	—	—	3
d) 軍警	—	—	—	—	—	—

後期

後期	期	鈔		銀	貨幣允し	實幣允し
		銀面	實文			
a) 皇族	1	—	3	1	1	3
b) 行政	—	2	2	—	—	—
c) 民間	—	4	—	—	—	—
d) 軍警	—	—	—	—	—	—

表3 江南総合領収表

番号	経路	事項年代	西暦	立百年	請行官	請取地方	金額	鈔	銀	貨幣允し	実	その外	分類	使用状況	使用主体	出所	数量	数量	
																			至元12-16年
1	空母寺殘帳	至元12-16年	1270	至元29年	江浙行省	湖州府安県	白錠1300両						寺庫殘帳	元店	湖州府安県	湖州府安県	28-20	28-20	
2	潘氏集田帳	至元13年	1276	至元30年	江浙行省	常州府無錫県						孫の積	一節の子孫の入学	巨額	湖州府安県	湖州府安県	31-20	31-20	
3	吳興寺経帳	至元20年	1283	至元30年	江浙行省	慶元府鄞県	350貫					b/c	請取者への寄進	呉興寺	湖州府安県	湖州府安県	7-2a	7-2a	
4	太平府経字記	至元31年	1324	至元31年	江浙行省	太平府寧徳県	持幣方帳					b	字引の購入	民間	湖州府安県	湖州府安県	4-30b	4-30b	
5	興業寺并公法寺帳	元貞元年	1295	元貞元年	江浙行省	湖州府餘杭県	中校方帳					c	深淵院の寄進	附料持幣案	湖州府安県	湖州府安県	5-1a	5-1a	
6	平江府領字所帳簿	元貞元年	1295	元貞元年	江浙行省	平江路	中校方帳					c	大原院の寄進	民	湖州府安県	湖州府安県	7-40b	7-40b	
7	吳興州字経帳字田帳記	元貞元年	1295	元貞元年	江浙行省	湖州府吳興州	350貫					b	字引の買取	—	湖州府安県	湖州府安県	19-11a	19-11a	
8	鎮江府経字田帳記	大徳元年	1297	大徳元年	江浙行省	鎮江府	中校方帳					b	土地買取	兵部仁一鎮南王	湖州府安県	湖州府安県	52-23a	52-23a	
8	(補録)	大徳元年	1303	大徳元年	江浙行省	常州府無錫県	350貫					b	米500石の買取	—	湖州府安県	湖州府安県	30下-7a	30下-7a	
9	湖州府経帳簿	大徳元年	1304	大徳元年	江浙行省	湖州府無錫県	持幣簿					c	米500石の買取	—	湖州府安県	湖州府安県	20-40a	20-40a	
10	紹興府経帳簿	大徳元年	1304	大徳元年	江浙行省	紹興府会稽県	持幣簿					c	米500石の買取	—	湖州府安県	湖州府安県	14-40b	14-40b	
																		1-40b	1-40b

51	重信公朝日記	至朝元年	1530	至朝元年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	成金の重信巻	岡山	岡山金石誌	11-6b
52	重信公朝日記	至朝元年	1530	至朝元年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	成金の重信巻	岡山	岡山金石誌	9-15b
53	新徳山御縁起	至朝元年	1320	至朝元年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	成金の重信巻	岡山	岡山金石誌	10-6b
54	新徳山御縁起	至朝元年	1331	至朝元年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	b	成金の重信巻	岡山	岡山金石誌	22-19b
55	重信親王立所縁起	至朝元年	1331	至朝元年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	成金の重信巻	岡山	岡山金石誌	49-31b
56	備前安永神祇日記	至朝元年	1333	後至朝2年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	成金の重信巻	岡山	岡山金石誌	47-10b
57	慶元寺御宇田神	元統元年	1333	元統元年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	b	字田の成田御縁	岡山	岡山金石誌	18-48b
58	南坊寺御縁起	元統元年	1333	後至朝2年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	22-29a
59	慶安御縁起	元統2年	1334	後至朝2年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	22-29b
60	重信親王御縁起	元統2年	1334	後至朝2年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	12-38b
61	慶元寺御宇田神	元統2年	1335	元統2年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	b	字田の成田御縁	岡山	岡山金石誌	12-13b
62	石壁老人通仙聖蹟縁起	一後至朝3年	1337	後至朝4年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	23-23b
63	重信親王御縁起	後至朝元年	1337	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	59-29b
64	備前安永神祇日記	後至朝元年	1338	後至朝4年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	4-12a
65	慶安御縁起	後至朝元年	1338	後至朝4年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	6-23a
66	中興寺御縁起	後至朝元年	1339	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	b	字田の成田御縁	岡山	岡山金石誌	11-9b
67	延光寺御縁起	後至朝元年	1339	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	b	字田の成田御縁	岡山	岡山金石誌	14-14a
68	延光寺御縁起	後至朝元年	1339	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	11-9b
69	延光寺御縁起	後至朝元年	1341	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	14-31b
70	重信親王御縁起	後至朝元年	1341	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	9-94a
71	下寺御縁起	後至朝元年	1342	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	29-10b
72	下寺御縁起	後至朝元年	1342	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	7-12b
73	上寺御縁起	後至朝元年	1342	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	7-12b
74	重信親王御縁起	後至朝元年	1342	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	7-14a
75	重信親王御縁起	後至朝元年	1342	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	7-16a
76	太平御宇采女御縁起	後至朝2年	1342	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	7-21a
77	太平御宇采女御縁起	後至朝2年	1342	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	7-21a
78	元三御縁起	後至朝2年	1342	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	7-21a
79	松江正親王御縁起	後至朝2年	1342	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	7-21a
80	元三御縁起	後至朝2年	1342	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	7-21a
81	州公行状	後至朝2年	1346	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	9-85b
82	州公行状	後至朝2年	1346	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	22-5a
83	備前安永神祇日記	後至朝2年	1346	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	19-6b
84	備前安永神祇日記	後至朝2年	1346	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	51-15b
85	備前安永神祇日記	後至朝2年	1346	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	6-39a
86	備前安永神祇日記	後至朝2年	1346	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	22-28a
87	備前安永神祇日記	後至朝2年	1347	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	22-28b
88	元三御縁起	後至朝2年	1349	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	60-5b
89	太平御宇采女御縁起	後至朝2年	1349	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	5-66b
90	備前安永神祇日記	後至朝2年	1351	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	23-41a
91	備前安永神祇日記	後至朝2年	1351	後至朝5年	近江行省	岡山府津田県	類70000巻	c	守屋重信巻	岡山	岡山金石誌	10-20a

92	魯齊集字體經緯線	至正12年	1352	至正15年	江蘇行省	湖州府烏程縣		按2000錢	b	結構大書	第一等部	外刻金百錢	16-16a
93	元故博士米宏信所鑄錢銘	至正12年	1352	至正13年	江蘇行省	黃龍岡守禦寨		按約2000	b	重文の出品	博士宏信	湖州府烏程縣	49-39b
94	元重慶天仁通寶	至正13年	1363	—	江蘇行省	台州府臨海縣		按若干錢	b	特殊	江蘇行省烏程守禦寨	台州府金百錢	12-25a
95	景寧鎮守府通寶	至正14年	1354	至正14年	江蘇行省	處州府青田縣		按約同	c	重文の構造の共通	景寧	台州府金百錢	12-14a
96	王澤軍公府而德元神	至正14年	1354	至正15年	江蘇行省	處州府括蒼縣		若干錢	b/c	折簡の費用	吳玉鳳、息士	台州府金百錢	4-20a
97	樓東通寶記	至正15年	1355	至正15年	江蘇行省	平江府		幾万貫	c	文書の複製	—	台州府金百錢	4-20b
98	至正統緒通寶記	至正15年	1356	至正17年	江蘇行省	平江府蘇州府		按100文	b	後領の存在と3行の存在	—	台州府金百錢	24-29a
99	故嘉興州府東林寺通寶銘	至正16年	1356	—	江蘇行省	平江府嘉善縣			c	重文の構造	—	台州府金百錢	14-18a
100	物本通寶記	至正18年	1358	—	江蘇行省	平江府嘉善州			b	重文の構造	巨港	台州府金百錢	1-15b
101	重慶通寶通記	至正19-20年	1359-60	至正20年	江蘇行省	平江府嘉善州		白銅50兩	b	特殊	義士	台州府金百錢	24-17b
102	元重慶通寶銘	至正19-23年	1359	至正23年	江蘇行省	平江府嘉善州		白銅50兩	c	特殊	—	台州府金百錢	2-18a
103	重慶通寶通記	至正21年	1361	—	江蘇行省	杭州府		白銅500兩	b	重文の構造	丞相張瑄、楊木	杭州府金百錢	10-10a
		至正23-25年	1363	至正25年	江蘇行省	湖州府		按若干錢	b	重文の構造	—	杭州府金百錢	22-39b

表4-④ 江南時期別分析表

	額	鈔		錢	貨幣枚数	
		錠面	直文		錠面	直文
前期	1	1	7	1	1	1
中期	3	18	7	1	1	9(7)
後期	5	9	8	1	1	13

表4-⑤ 江南時期・使用主体層別分析表

前期

	額	鈔		錢	貨幣枚数	
		錠面	直文		錠面	直文
a) 皇族	—	—	1	—	—	—
b) 行政	—	1	3	—	—	1
c) 民間	1	—	5	—	—	1

後期

	額	鈔		錢	貨幣枚数	
		錠面	直文		錠面	直文
a) 皇族	—	—	4	—	—	—
b) 行政	3	4	4	—	6	—
c) 民間	2	5	4	1	7	3

中期

	額	鈔		錢	貨幣枚数	
		錠面	直文		錠面	直文
a) 皇族	—	1	—	1	—	—
b) 行政	—	6	5	—	1	6(4)
c) 民間	3	12	2	—	—	2

凡 例

- 1) 表1-3の番号は、筆者が付した連し番号である。
 - 2) 表1-3の標題は、地方志の標題を採用した。ただし本文中では、原簿の簿名を用いた。
 - 3) 表1-3の史料は、全て各貨幣の使用時期に従って整理し、立石年を附したものである。
 - 4) 表1-3中の太線は、時期区分(前期・中期・後期)を分かちものである。ただし、表1では、前期を①(憲宗～世祖期)・②(成宗期)に分けたため、その間は太線線を用いた。
 - 5) 表1-3の事例は、『新編』から①使用貨幣・②具体的数値・③単位表示のうち同時に2項目以上の記載を有する史料を抽出したものである。
 - 例) 「鈔2貫」の場合、①は「鈔」、②は「2」、③は「貫」を示し、「鈔2貫」・「鈔2」・「2貫」を史料として検出する。
- 7) 表1-4の「貨幣なし」は、②・③は有するが、①使用貨幣(銀・鈔・銭)の明示のない事例を示す。(上記の例では、「2貫」)
 - 8) 表2-4の「単位なし」は、①・②は有するが、③単位表示の明示のない事例数を示す。(上記の例では、「鈔2」)
 - 6) 表1-3の「銭」の項目にみえる太字ゴシックの数値は、「銭」と表記されているが、おそらく「鈔」であると判断しうる事例である。
 - 7) 表2-4の「銭」の項目にみえる()内の数値は、凡例6)で指摘した「銭」と表記されているが、おそらく「鈔」であると判断しうる事例を除いた数値を示す。
 - 8) 表1-3の「分類」は、使用状況・使用主体の内容によって、筆者が①皇族・王侯、②行政、③民間、④軍事の四項目に分けたものである。
 - ・①・②は分かちがたい事例も多いが、使用主体である人物がなんらかの公的役職を持っている場合(タルガチ・知州等)は、③に分類した。
 - ・表1-100-表3-3-27-96は、官吏・民間それぞれ別に寄進を行った事例であるため、①・②両者に分類した。
 - ・③は④に含まれるものであるが、④軍事に関する事例には明確な特徴があるため、あえて別項目とした。
 - 9) 表1-3の典拠である地方志名は、『新編』での種々の便を考え、『新編』の編者による書名に従った。ただし、本文中の引用には本来の地方志名を用い、注に『新編』の地方志名を附した。なお、最初に記している地方志が本稿での原本である。